

は、着実に拡充されている。

これらのうち、約61,000人が地方自治体により住居を提供されているが、自治体はさらに約40,000人に対して住居を準備しており、このうち約15,000人は民間団体によるものである。

開業助産婦は、年にそれぞれ平均約30のお産を世話しているが、それよりも、むしろ多くの数にのぼる病院から早期に退院する産後の母親の世話をする。

約62,000人が、家庭給食を受けているが、このサービスがさらに週の内数日分の自己負担をかたがわりすることを要求されている。

病床数は、0.5%の減少をみたが、治癒した患者は2%の増であり、入院待機者名簿は、18,273人に上昇している。

Ministry of Health, *Annual Report of the Ministry of Health For the Year 1965*, H. M. S. O., London, 1966.

(橋本正己)

保健所の職員で構成された家族計画指導は、母性福祉事業の一部をなしていた。

改善された保健事業の効果は、1948年に妊産婦の死亡率が、出産1,000対で8.5、乳幼児死亡率は、出生1,000対で136であったのが、1965年には、それぞれ2.7と53.2にまで下がってきたことを示している。

マラリアは、西ベンガルで最も重大な伝染病であった。

予防は、環境衛生監視調査におかれ、改善された環境を維持する段階にきている。

ツベルクリン検査、BCGの接種、及び在宅療養は、2つのX線集団検診設備とリハビリテーションの療養所の助けをかりて、結核予防の基礎になっている。

らいは、3%ないし5%の間を動いており約8万8千の人が、伝染する状態にあるものとみられる。そこで、治療に対する診療施設とベットが増設された。

痘瘡とコレラによる死亡率は、1948年にはそれぞれ1,000対0.4と0.6であったのが、1965年には、それぞれ0.02にまで減少した。人間のペストの発生は、1935年以来みない。

西ベンガルの農村保健サービス

西ベンガルの農村保健事業における第3次5カ年計画が、1965年に終了し、この報告は、その事業成果をのべたものである。

サービスは、治療と予防の両方の機能をそ

ニュース



断片

なえた保健所によりおこなわれた。

第1次保健所 (Primary Health Cent-

er) は、2人の医師と10のベットをもち、またその保健所支所には、1人の医師と緊急時の産婦のための2つのベットをもち、もちろん重病人は、病院にまかされる。

保健所は、母子保健のための診療施設を用意し、1人の保健婦と、1人の助産婦を配置し、いくつかの保健所は、救急車も備えていた。

あらゆる部門の医療従事者の訓練が推進され、毎年5つの教育機関から約500人の医師の卒業生をだしている。

また歯学の教育機関が設立され、大学院教育と、調査研究が行なわれている。

農村の上水道の大部分は改善されたが、便所に関しては、その段階に未だ至っていない。

人口動態もよくなったとはいえ、まだ十分とはいえない。

学校保健事業と衛生教育は、推進されてきている。

BANERJEA, B. : Rural Health Services in the Successive Five-year Plan in West Bengal, *Your Health*, Vol. 15, No. 176, 1966.

(橋本正己)

オランダ社会保険の改正

1966年2月11日の社会保険に関する改正法が67年1月1日および7月1日から実施されているが、制度の適用対象となる者の所得の上限、保険料の算定基礎となる所得の上限、および保険料率などにも改正が加えられた。

オランダでは、疾病に関する社会保険が現物給付と金銭給付につきそれぞれ別の機構を通じておこなわれる。すなわち医療の現物給付は疾病金庫が管理し、被用者等の強制加入者とその他の所得が一定限度以下の任意加入者が対象となる。これに対して傷病手当等の金銭給付は、いわゆる疾病保険が管理し、所

得が一定限度以下の被用者が対象となる。

今回の法律改正により、1967年1月1日から疾病金庫の任意加入者の所得限度額および疾病保険の加入者となる被用者の所得限度額が、年額11,500ギルダーから12,400ギルダーへ引上げられた。

この国の家族手当制度は、まず、3人以上の子供をもつすべての居住者を対象とするが、被用者、年金受給者および所得が一定限度以下の自営業者については第1子から手当が支給される。そこで今回の改正法は、1967年1月1日よりこの自営業者の所得限度額に

ついても改定を加え、これを従来の年額4,900ギルダーから5,300ギルダーとした。

つぎに保険料の算定基礎となる所得の上限額であるが、オランダの社会保険の保険料は一般に所得額を基礎として算定される。ただしその基礎となる所得額のとりかたは、被用者の場合とそれ以外の一般国民の場合で異なっている。今回の改正法は1967年1月1日からそれらの所得上限額に改定を加えているが、被用者の場合、賃金日額の上限を週6日制のところから30ギルダーから32ギルダーへ、週5日制のところから36ギルダーから38,40ギルダーへそれぞれ引上げられた（この上限額は給付の算定にも適用される）。また被用者以外の一般国民の場合、年収12,750ギルダーから14,050ギルダーへ引上げられた（この改正は家族手当制定にも適用される）。

最後に保険料率であるが、1967年1月1日から次のように改定された。すなわち、一般

